

静岡県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和2年9月2日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 61,267
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 482,917
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 18,401	富士市 69,644	掛川市 31,427
伊東市 20,040	富士宮市 36,535	袋井市・森町 28,062
熱海市 10,963	静岡市葵区 71,071	磐田市 45,338
伊豆市 8,861	静岡市駿河区 58,400	浜松市中区 64,602
伊豆の国市 13,635	静岡市清水区 66,700	浜松市東区 35,319
函南町 10,623	焼津市 38,135	浜松市西区 29,780
三島市 30,511	藤枝市 40,117	浜松市南区 27,631
清水町・長泉町 20,360	牧之原市・吉田町 20,069	浜松市北区 25,677
裾野市 14,160	島田市・川根本町 29,224	浜松市浜北区 26,597
御殿場市・小山町 28,821	御前崎市 8,805	浜松市天竜区 8,230
沼津市 54,997	菊川市 12,457	湖西市 15,930